

## 1. 訪問リハビリとは・・・

病気やけがにより心身に何らかの障害を持った方に対し、リハビリ専門職（理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等）が居宅を訪問し、心身状態の評価・機能訓練や食事のアドバイス日常生活動作訓練などの必要なリハビリを提供します。また、住環境整備・福祉用具等の相談事、ご本人様はもとよりご家族様への心理的なサポート等を実施します。

## 2. 主なサービス内容

- 活動量の低下等による体力低下、関節の拘縮予防と改善
- 寝返り・起き上がり・立ち上がり等の基本動作能力の維持と改善
- 食事動作・トイレ動作・更衣動作等の日常生活活動の維持と改善
- 食事・水分の摂取や形態・失語など高次脳機能障害に対する日常生活指導
- 生活の活動範囲を広げるための屋内および屋外活動の支援
- ご家族への介護方法の指導やご自宅での運動メニューの提案
- 福祉用具や住宅改修についての相談やアドバイス
- 退院・退所後のリハビリテーションの充実

## 3. 訪問リハビリの対象

- 介護認定（要介護1～5、要支援1・2）を受けている方  
初回面談時に、介護保険証の確認をさせていただきます。
- 主治医または老人保健施設瑞穂医師が訪問リハビリの必要性を認めた方

## 4. 営業日と営業時間

- 月曜日～金曜日（但し、祝祭日・年末年始を除く）
- 午前9：00 ～ 午後5：00

## 5. 実施地域

- 瑞穂区・南区・熱田区・昭和区にお住まいの方。
- 上記以外の地域にお住まい方は一度ご相談ください。

## 6. ご利用にあたってのお願い事項

- ご利用に際しましては、担当のケアマネジャーにご相談の上、当施設までご連絡ください。
- ご利用時にはできるだけ動きやすい服装でお願いします。
- 交通事情により予定の時間が前後する事があります。その際は、随時連絡させていただきます。
- 特に心疾患・高血圧等の既往のある方は、あらかじめ主治医に運動実施の判断基準をご確認ください。
- お休みになる場合には、当日のサービス開始の1時間前までにご連絡ください。
- 訪問担当者の体調不良等による休みや、事故等で訪問困難な際には、基本的には他の訪問担当者で対応致しますが状況により、お休みの連絡をさせて頂くことがあります。
- 暴風、大雪、洪水等の天候状況によりお休みの連絡をさせて頂くことがあります。
- 安全にリハビリを実施するため、半年に1度リハビリ実施に際しての情報確認のため主治医への情報提供書を依頼します。

## 7. (1) 介護保険給付サービス費の一部負担額

令和3年4月1日

【基本料金】令和3年4月1日より

基本項目	時間	保険単位数	自己負担額（1割）	自己負担額（2割）	自己負担額（3割）
訪問リハビリテーション費 介護予防訪問リハビリテーション費	20分	307単位	332円/日	664円/日	997円/日
	40分	614単位	664円/日	1,329円/日	1,994円/日
	60分	921単位	997円/日	1,994円/日	2,992円/日

※介護予防訪問リハビリテーション費は12ヵ月以降に5単位減算となります。

【加算料金】令和3年4月1日より（要支援1・2、要介護1～5）

加算項目		保険単位数	自己負担額（1割）	自己負担額（2割）	自己負担額（3割）
短期集中リハビリテーション 実施加算	退院・退所日又は 認定日から3月以内	200単位	216円/日	432円/日	648円/日
リハビリテーション マネジメント加算	1ヶ月に1回 (要介護のみ)	A(イ) 180単位	194円/月	389円/月	584円/月
		A(ロ) 213単位	230円/月	461円/月	692円/月
		B(イ) 450単位	487円/月	974円/月	1,462円/月
		B(ロ) 483単位	523円/月	1,046円/月	1,569円/月
移行支援加算	1日につき (要介護のみ)	17単位	18円/日	36円/日	55円/日
サービス提供体制加算I	20分につき	6単位	6円/20分	12円/20分	19円/20分

※短期集中リハビリテーション実施加算を算定する場合は、別途お知らせ致します。

(2) 一日あたりの利用料の概算

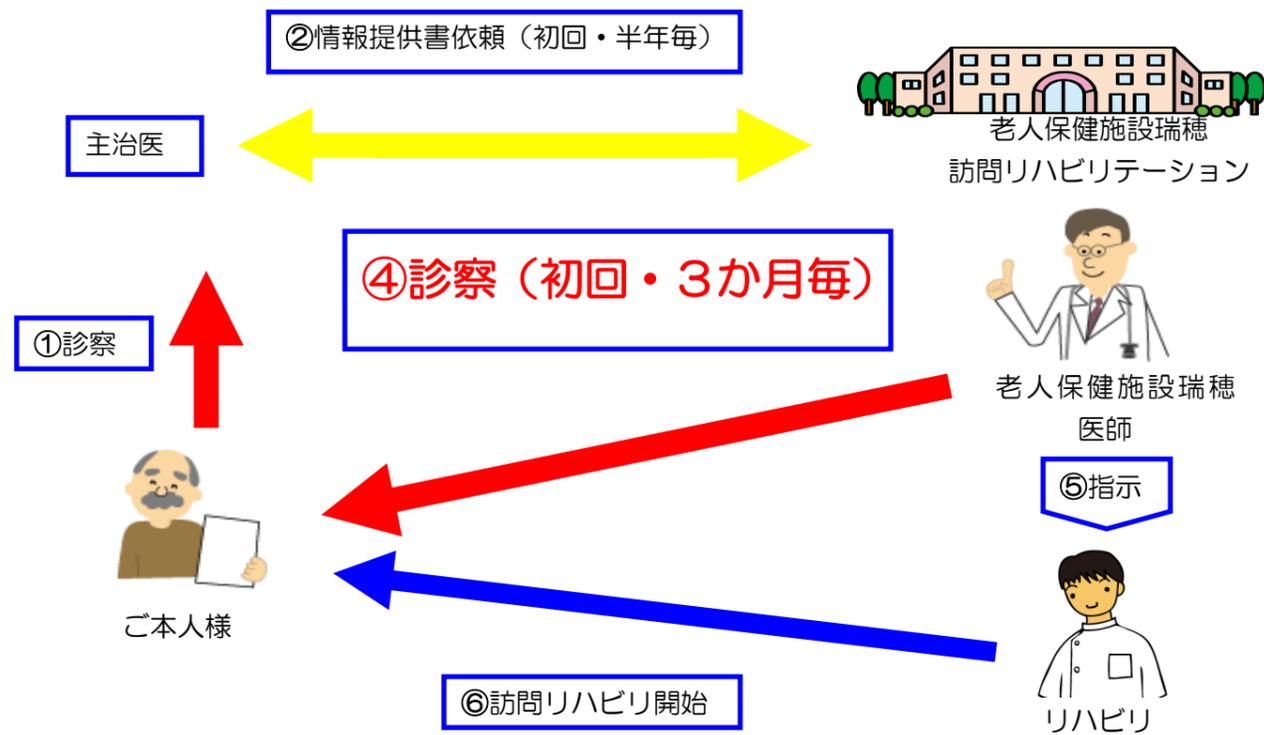
基本料金/日 + 短期集中/日 + 移行支援加算/日・サービス提供体制加算/20分

円 +  円 +  円

リハマネ加算 A / B (イ) ・ (ロ) /月  円

1回利用料金合計 =  円

## ご利用までの流れ



ご利用のしおり  
〈訪問リハビリ〉

老人保健施設 **瑞穂**

## リハビリ会議について

開催場所はご利用者宅や老健瑞穂。訪問リハビリ営業時間内にて行います。

会議では、リハビリの状況・課題・目標の確認だけでなく、必要に応じて、家屋評価・福祉用具の提案、在宅生活の動作指導・介助方法の指導などを行います。リハビリ会議はサービス担当者会議と同時開催が可能です。

### リハビリテーション計画書について

リハビリ会議での内容を基にしてリハビリテーション計画書を作成します。

リハビリテーションマネジメントAでは医師の指示を受けた理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等がリハビリ計画書を説明します。

リハビリテーションマネジメントBではリハビリテーション計画書を老健医師より説明していただきます。老健医師が健康上での注意点やリハビリ実施時の目標確認を中心に行います。

お問い合わせ

〒467-0846

名古屋市瑞穂区荒崎町6-29

老人保健施設瑞穂

訪問リハビリ 担当 □伊藤・福島

TEL 052-824-2411

FAX 052-824-3670